

千葉市立海浜病院医事業務委託契約に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

千葉市立海浜病院（以下「病院」という。）における外来及び入院診療に係る案内、受付、診療費の算定、収納並びに診療報酬請求事務等の医事業務全般（以下「業務」という。）について委託するにあたり、業務を合理的かつ効率的に遂行し、患者サービスの向上並びに病院運営の質の向上と適正な収益の確保に向けて、専門的知識と経験に基づく業務ノウハウ及び提案力を有する事業者を委託契約先とするため、プロポーザル（企画提案）方式により優先交渉者を選定するものである。

2 プロポーザル方式の概要（優先交渉者の選定方法）

公募型プロポーザル方式により、当院が仕様書にて提示する課題に対する考え方や対応策などの提案（回答）内容について、総合的に審査・評価し、最も優れた提案を行った者を優先交渉者として選定する。その後、優先交渉者と提示された見積額をもとに契約金額について交渉の上、契約締結するものとする。なお、優先交渉者と契約に至らない場合は、次点の者と契約交渉を行う。提案内容の審査及び評価は、千葉市立海浜病院医事業務委託契約 プロポーザル審査委員会において、書面によるほか、プレゼンテーション及びヒアリングを通じて行う。

3 業務の概要

ア 業務名称	千葉市立海浜病院医事業務委託
イ 業務内容	別途交付する「千葉市立海浜病院医事業務委託仕様書」のとおり
ウ 履行場所	千葉市美浜区磯辺3-31-1 千葉市立海浜病院内
エ 委託期間	令和5年10月1日から令和8年9月30日まで ※但し、本契約締結後、令和5年9月30日までの間に現受託者から業務の引継ぎを受けること。（当該引継ぎに係る費用は新受託者の負担とする。）
オ 委託金額の上限（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）	460,800,000円（委託期間総額） 12,800,000円（月額）

4 プロポーザル実施スケジュール（案）

令和 5年 5月 8日（月）	募集開始（参加申込書・質問書受付開始）
令和 5年 5月18日（木）	プロポーザル説明会（午後3時）
令和 5年 5月22日（月）	参加申込・質問書提出締切（午後4時）
令和 5年 5月26日（金）	参加者資格確認結果の通知・質問に対する回答
令和 5年 5月26日（金）	企画提案書提出受付開始
令和 5年 6月 9日（金）	企画提案書提出締切（午後4時）

令和 5年 6月14日(水)	プレゼンテーション・ヒアリング実施
令和 5年 6月16日(金)	優先交渉者決定(結果通知)
令和 5年 6月19日(月)～	契約交渉
令和 5年 6月23日頃	契約先決定
令和 5年 7月上旬	契約締結・業務引継開始
令和 5年10月 1日(日)	業務開始

5 参加要領

(1) 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、本業務を履行するために必要な能力を備えた単独法人とし、次の事項をすべて満たす者であること。

ア 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されている者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないこと

- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
- ② 当該入札日前6か月以内に不渡手形または不渡小切手を出した者
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていない者
- ⑤ 都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
- ⑥ 千葉県暴力団排除条例(平成24年10月1日施行)に規定する措置要件に該当する者
- ⑦ 千葉県税を滞納している者。
- ⑧ 企画提案書の提出期限において、千葉市の指名停止措置を受けている者。

ウ 平成30年度から令和4年度までに病床数が200床以上の医療機関において、同内容・同程度の医事業務委託契約の履行実績を有する者

(2) 参加申込手続き

ア 参加申込方法 次の提出書類一式を持参又は郵送により提出すること。

※ 土・日曜、下記受付時間外、提出期限を過ぎたものは受け付けない。

※ 参加申込み受付時に、仕様書等を交付する。

イ 提出書類

- ① 参加意向申出書(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第2号)
- ③ 会社概要(様式第3号)
- ④ 医事業務委託契約実績(様式第4号)及び実績を証するもの(契約書の写し等)

ウ 提出期限 令和 5年 5月22日(月)午後4時必着

エ 提出先・問合せ先

千葉県立海浜病院 事務局 医事室 医事班(担当:高齊(カサミ)・白鳥)
受付時間:午前9時～午後5時(令和5年5月22日(月)のみ午後4時)

〒261-0012 千葉市美浜区磯辺3-31-1

電話：043-277-7711 FAX：043-277-8217

電子メール：kaihinbyoin.iji@city.chiba.lg.jp

※ メール送信した場合は、その旨、担当者あてに電話連絡すること。

※ 参加資格確認結果を令和5年5月26日（金）までに通知する。

6 プロポーザル説明会

- ア 開催日 令和5年5月18日（木）午後3時～午後4時（予定）
- イ 場所 千葉市立海浜病院 2階 会議室（予定）
- ウ 参加者 参加者は各社3名までとする。
- エ 申込み 希望者は、令和5年5月15日（月）までに担当者まで連絡すること。

7 質問等の受付

参加申込み及び仕様書記載内容について質問がある場合は、質問書を提出すること。

- ア 提出物 質問書（様式第5号）
- イ 提出期限 令和5年5月22日（月）午後4時締切
- ウ 提出方法 質問書を紙、FAX又は電子メールにて千葉市立海浜病院事務局医事室医事班へ提出すること。（※電話での問い合わせは受け付けない。）
- エ 回答期限 問い合わせを受けた質問に対する回答は、令和5年5月26日（金）までに「参加意向申出書」記載の担当者電子メールアドレス宛てに送信する。

8 提案書類一式の提出

- ア 提出物
- ① 提案書（提出書類一覧）（様式第7号）
 - ② 業務責任者の資格・経歴等（様式第8号）
 - ③ 業務別人員配置計画書（様式第9号）
 - ④ 業務引継計画書（様式第10号）
 - ⑤ 見積書（様式第11号）
 - ⑥ 委任状（様式第12号）
 - ⑦ 提案書（提案課題に対する回答）（様式第13-1号～6号）
 - ⑧ その他補足資料
- イ 提出部数 正本1部、副本10部（副本は複写可）
上記正本の電子データ（CD等に保存）
- ウ 「提案課題に関する回答書」の提出様式
- ・用紙サイズ A4
 - ・用紙の向き 縦型、横書き、左綴じ
 - ・文字サイズ 10.5ポイント～12ポイント
 - ・使用枚数 1課題につき2ページまで
- エ 提出方法 持参または郵送

オ 提出期限 令和 5年 6月 9日 (金) 午後4時 (必着)

カ 提出先 5-(2)-エに同じ。

キ 提案書作成にあたっての留意事項

- ① 提案書は、病院への電子データによる提出を考慮し、Microsoft Office 製品を使用して作成すること。
- ② 提案書に記載する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法とすること。
- ③ 見積書(様式第11号)に記載する金額は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの契約期間における総額を記載すること。
(いずれも消費税及び地方消費税相当額を除いた額とすること)
- ④ 提案内容は、分かりやすい表現で簡潔な文章とすること。
- ⑤ 使用する用語は、一般的、標準的なものとし、専門用語や提案者の会社内のみで使用されている用語等には注釈を入れること。
- ⑥ 提案書にはページ番号を記載し、課題番号順に一冊のファイルに編纂して、インデックスラベルを付すこと。なお、補足資料等添付書類がある場合は別綴じとすること。
- ⑦ 業務引継計画書(様式第10号)については、今回の評価の対象としない。
- ⑧ 業務引継計画書(様式第10号)は、現行の医事業務受託事業者は提出不要。

9 「提案課題に関する回答書」のプレゼンテーション及びヒアリング

ア 開催日時 令和 5年 6月 14日 (水) を予定。

※開始時刻は応募者数確定後に連絡する。

イ 場所 千葉市立海浜病院 2階 会議室 (予定)

ウ 出席者 出席者は3名以内とする。

エ 実施方法

- ① プレゼンテーションは、提出した「提案書(提案課題に対する回答)」の内容に沿って行うこと。
- ② 補足資料に加え、プロジェクターを使用しても構わない。
- ③ 当院のパソコン及びプロジェクターを使用する事は可能だが、その場合、マイクロソフト社のPower Point2013に対応したデータで作成すること。
- ④ プレゼンテーション実施後、質疑応答を行う。プレゼンテーション時間は30分以内とし、質疑応答を含め1社あたり50分程度とする。

オ その他 プレゼンテーションに参加できない場合は、提案書類のみにより審査を行う。

10 審査及び選考等

(1) 審査及び選考の方法

企画提案書及びプレゼンテーション(ヒアリングを含む)による。

(2) 審査項目

下記「13 選定評価基準」のとおり

(3) 審査方法

ア 審査方法は、選定評価基準に基づく評価点により行う。評定にあたり、病院局職員で構成する千葉市立海浜病院医事業務委託契約 プロポーザル審査委員会を設置する。

イ 選考については、応募者から提出された提案書等により、審査委員会が選定評価基準を基に評価点を算出する。評価点は各委員の評価点の平均をもって委員会の評価点とし、これを応募者の評価点とする。

(4) 優先交渉者の選定

選考の評価結果に基づき、最高得点を獲得した応募者を優先交渉者として選定する。ただし、最高得点の者が複数あった場合は、選定委員会の議決により選定する。

(5) 選考結果の通知

ア 選考結果は、応募者全員に通知する。

イ 選考の理由、選考結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

(6) 失効及び無効

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合

イ 見積金額が委託金額の上限を超えている場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性を害する行為があった場合

オ 前記各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、千葉市立海浜病院が失格であると認めた場合

11 契約について

ア 優先交渉者から、改めて見積書を徴し、詳細な業務内容及び契約条件について協議し、合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。

イ 前項の協議が不成立の場合は、次点の者を繰り上げ優先交渉者とし、契約締結に向けて協議する。

ウ 契約にあたり、優先交渉者は千葉市病院局契約規程の規定によりその例によることとされる千葉市契約規則第28条に定める契約金額の100分の10以上の金額または、同28条の2に定める契約保証金に代わる担保を収めること。ただし、優先交渉者が同29条に該当する場合は、これを免除する。

12 その他留意事項

ア 本プロポーザルに関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。

イ 提出された参加申込書及び提案書等は一切返却しないものとする。

ウ 提案は一応募者一提案とする。

エ 参加申込者が1者の場合であっても審査を実施する。ただし、参加申込がない場合は、本プロポーザルを中止する。

オ 本プロポーザルにおける選定委員会の評価が、一定の水準を満たさない場合は、選定委員

会の判断により、提案書は採用されない場合がある。

カ 審査の過程で、提案内容に疑義が生じた場合や提案についてさらに詳しい説明が必要な場合は、応募者に問い合わせる場合がある。

キ 提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、千葉市及び千葉市立海浜病院が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

ス 応募書類は、千葉市情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。

13 選定評価基準

評価項目及び評価ポイントは下表のとおりとする。

	評価項目	評価ポイント	配点
1	組織体制	事業者としての実績等	5
		人員配置計画の妥当性	5
		人材確保の考え方、取組み	20
		教育研修の考え方、取組み	5
		女性活躍推進法への取組状況	5
2	執行体制	診療報酬請求業務に関する提案	30
		患者サービスに関する提案	15
		その他の有効な提案	15
計			100